

令和6年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習実施要項

1 目的

この講習は、教育職員免許法の規定に基づき、教育職員に対し、一種免許状取得に必要な単位を修得させるとともに、教育職員の資質の向上を図ることを目的とする。

2 主催

和歌山県教育委員会

3 講習の期間及び会場

【養護(健康相談活動の理論・健康相談活動の方法)】

日程：令和6年7月20日(土)、21日(日)

場所：和歌山県民文化会館(和歌山県和歌山市小松原通1-1)

【教職(特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解)】

日程：令和6年7月27日(土)、28日(日)

場所：和歌山県民文化会館(和歌山県和歌山市小松原通1-1)

【教職(教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。))】

日程：令和6年8月31日(土)、9月1日(日)

場所：和歌山県民文化会館(和歌山県和歌山市小松原通1-1)

【教科(体育)】

日程：令和6年9月7日(土)、8日(日)

場所：和歌山県民文化会館(和歌山県和歌山市小松原通1-1)

4 開設科目及び受講定員

別表「令和6年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習開設科目一覧表」のとおりとする。

5 時間配当

【養護】健康相談活動の理論・健康相談活動の方法

日程	説明	第1時限	休憩	第2時限	昼休憩	第3時限	休憩	第4時限
	9:10~9:20	9:20~10:50		11:00~12:30		13:20~14:50		15:00~16:30
7/20	初日のみ	講義①②		講義③④		講義⑤⑥		講義⑦⑧
7/21		講義⑨⑩		講義⑪⑫		講義⑬⑭		講義⑮

【教職】特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

日程	説明	第1時限	休憩	第2時限	昼休憩	第3時限	休憩	第4時限
	9:10~9:20	9:20~10:50		11:00~12:30		13:20~14:50		15:00~16:30
7/27	初日のみ	講義①②		講義③④		講義⑤⑥		講義⑦⑧
7/28		講義⑨⑩		講義⑪⑫		講義⑬⑭		講義⑮

【教職】教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)

日程	説明	第1時限	休憩	第2時限	昼休憩	第3時限	休憩	第4時限
	9:10~9:20	9:20~10:50		11:00~12:30		13:20~14:50		15:00~16:30
8/31	初日のみ	講義①②		講義③④		講義⑤⑥		講義⑦⑧
9/1		講義⑨⑩		講義⑪⑫		講義⑬⑭		講義⑮

【教科】体育

日程	説明	第1時限	休憩	第2時限	昼休憩	第3時限	休憩	第4時限
	9:10~9:20	9:20~10:50		11:00~12:30		13:20~14:50		15:00~16:30
9/7	初日のみ	講義①②		講義③④		講義⑤⑥		講義⑦⑧
9/8		講義⑨⑩		講義⑪⑫		講義⑬⑭		講義⑮

※成績審査に伴う、課題内容(レポート形式、試験形式等)については受講許可等の通知時に併せてお知らせいたします。

6 受講対象者

和歌山県内の小学校、中学校、義務教育学校（特別支援学校の小学部・中学部を含む。）に勤務する教育職員及び和歌山県内で勤務する養護教諭、養護助教諭で各相当免許状が二種免許状である者。（受講定員に余裕がある場合、上記以外の者についても受講を認める場合がある。）

7 受講者の決定

受講者は、在職経験年数等を考慮し県教育委員会が決定する。

また、定員に満たない場合は、県外の受講希望者も受講可能とする。

なお、受講希望者が少なく、講座の運営に支障が出るおそれのある場合は、当該講座の開講を取りやめることがある。

8 受講料

徴収しない。ただし、受講に要するテキスト代及び教材費等は、受講者の負担とする。

9 申込手続等

(1) 提出書類

「令和6年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習受講申込書」（別記第1号様式）

※紙・データの両方の媒体を下記提出先に提出すること。

(2) 提出先

・県内勤務者

ア 市町村立学校勤務者（学校組合を含む。以下同じ。）にあつては、学校長を通じて所管する市町村教育委員会に提出し、当該市町村教育委員会は、申込者を取りまとめの上、和歌山県教育庁教育総務局教職員課に提出すること。

イ 県立及び国・私立学校勤務者にあつては、学校長から和歌山県教育庁教育総務局教職員課に提出すること。

・その他

県外勤務者にあつては、各都道府県教育委員会できりまとめの上、提出すること。

(3) 提出期限

令和6年6月28日（金）必着

10 講習の欠席

講習の申込みをした後、やむを得ない事情により受講できなくなった者は、「令和6年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習受講辞退届」（別記第2号様式）を和歌山県教育庁教育総務局教職員課に提出すること。

11 受講許可等の通知

(1) 市町村立学校勤務者については、市町村教育委員会を通じ、学校長に通知する。

(2) 県立及び国・私立学校勤務者については、学校長に通知する。

(3) 県外勤務者については、各都道府県教育委員会を通じて通知する。

12 単位の授与

各科目とも1単位である。各講義（演習）時間の5分の4以上出席し、試験又はレポート等による成績審査に合格した者に単位を授与する。

なお、免許規則上、既に取得済みの科目を受講しても単位は有効である。

13 その他

(1) 県内公立学校教員の受講に当たっての服務上の取扱いについては、職務専念義務免除扱いとする。

(2) 受講科目等については、受講許可の際に通知する。

(3) 当講習は文部科学省における審査の結果、予定している内容が変更となる可能性があり得る。その際は後日連絡する。

14 問い合わせ先

〒640-8585

和歌山県教育庁教育総務局教職員課企画調整班

電話 073-441-3650

FAX 073-441-3678